

治山対策の推進と林道の整備について

令和4年5月

農 林 水 産 部

治山課・林務課

目 次

I 治山対策の推進

1 概 要	4
2 推進方策と主な施策	5
(1) 山地災害危険地区の整備	5
(2) 山地防災・土砂災害対策計画等の推進	6
(3) 機能の低下した保安林の整備	9
(4) 減災対策による地域防災力の向上	10

II 林道の整備

1 概 要	12
2 推進方策と主な施策	13
(1) 幹線林道の開設促進	13
(2) 支線林道の開設促進	14
(3) 県営林道の機能強化	15
(4) 林道を活用した森林・林業の普及啓発(林道自然観察ウォーキングの開催)...	16
(5) 市町営林道への支援(個別施設計画の策定及び長寿命化対策の支援)	16
(6) 林道施設災害	16

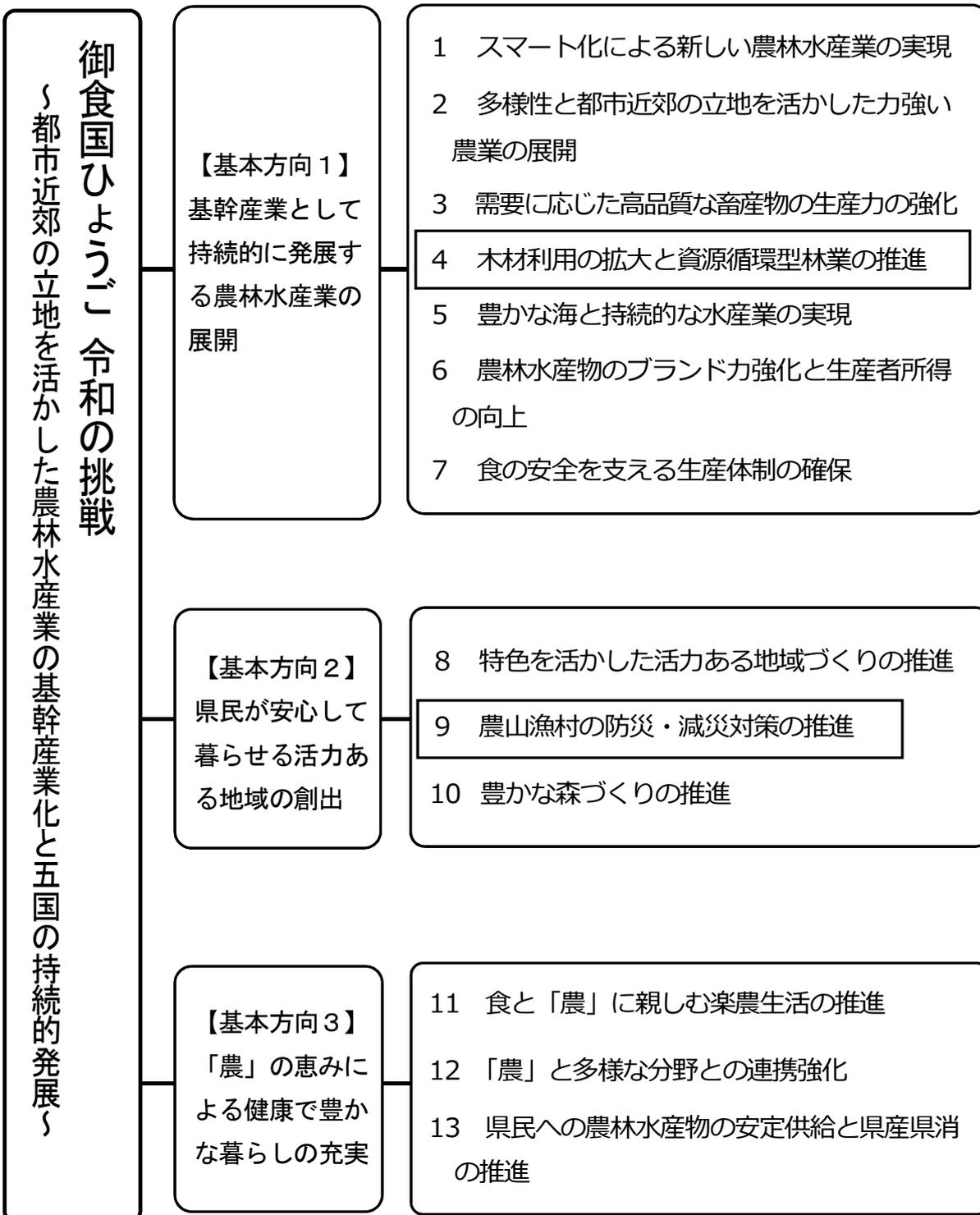


ひょうご農林水産ビジョン2030施策体系表における位置づけ

【めざす姿】

【基本方向】

【推進項目】



I 治山対策の推進

1 概要

本県の森林面積は、56万haと県土の67%を占め、地形が急峻な箇所や、活断層、風化花崗岩など脆弱な地質が分布することから、台風や梅雨前線による豪雨で山地災害の発生する恐れのある地区を山地災害危険地区に設定している。

特に、平成30年7月の豪雨災害では、県内初の大雨特別警報が発令される降雨が継続したため、県下全域にわたって山腹の崩壊や土石流による多数の被害が発生した。

このような状況を踏まえ、山地災害危険地区における崩壊地の復旧工事や治山ダム等の整備を着実に進め、さらに水源のかん養、土砂流出の防止機能を高度に発揮する保安林の整備や、災害時の避難体制の整備により、山地に起因する災害から県民の生命・財産の保全を図る。

昭和40年以降の主な山地災害

年	被災地区及び災害名	林地被害額 (百万円)
昭和42年	阪神地区 梅雨前線豪雨災	4,282
昭和51年	西播磨地区 台風17号災	8,507
昭和58年	東播磨・丹波地区 台風10号災	5,400
平成2年	但馬地区 台風19号災	5,966
平成7年	阪神・淡路地区 阪神淡路大震災	8,203
平成16年	播磨・但馬・淡路地区 台風23号災	16,840
平成18年	風倒木被害地区 7月豪雨災	1,412
平成21年	播磨北西部・但馬南部地区 台風9号災	5,000
平成23年	播磨・但馬・淡路地区 台風12・15号災	1,257
平成26年	神戸・丹波地区 8月豪雨災	5,750
平成30年	全県 7月豪雨災害	5,587



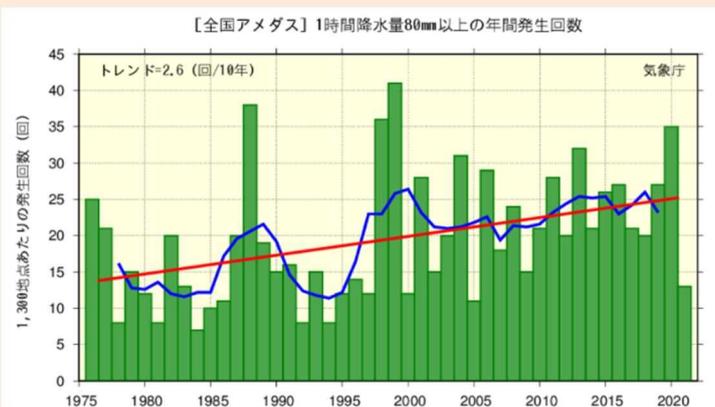
←平成26年豪雨時の被災状況



平成30年豪雨時の一溪流荒廃状況



全国の1時間降水量80mm以上の年間発生回数



対象期間は1976～2021年で、棒グラフは各年の年間発生件数(1300地点あたりの回数に換算)、直線は長期変化傾向(この期間の平均的な変化傾向)を示す。



治山ダム工による復旧工事(丹波市)

2 推進方策と主な施策

ひょうご農林水産ビジョン 2030 の推進項目「農山漁村の防災・減災対策の推進」に基づき、複合化、大規模化する山地災害に的確に対応するため、治山施設の整備による森林の持つ公益的機能、とりわけ、県土を保全する土砂災害防止、土壌保全や水源かん養等の防災機能の向上を図るとともに、危険情報の提供や防災知識の普及・啓発により地域防災力の向上を図りながら、山地防災・土砂災害対策を推進する。

【森林の有する多面的機能】

- ①公益的機能（生物多様性保全、CO2 吸収、土砂災害防止／土壌保全、水源かん養、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化（景観・風致・教育等））
- ②木材等物質生産機能

（1）山地災害危険地区の整備

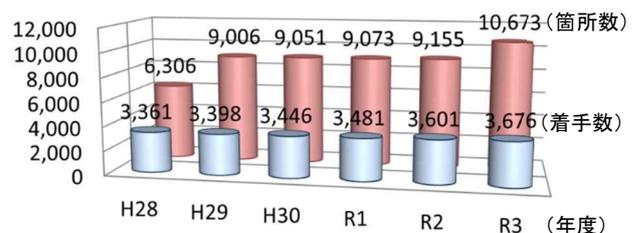
地形・地質、溪流の勾配等の自然的条件、並びに保全対象となる人家・公共施設等の社会的条件から、降雨や地震などにより山地災害の発生する恐れがある地区を山地災害危険地区（①崩壊土砂流出危険地区、②山腹崩壊危険地区、③地すべり危険地区）と位置づけ、緊急性の高い地区から対策工事を実施する。

平成 29 年度に改正された国の「山地災害危険地区調査要領」に基づき調査を行っており、令和 3 年度末現在の危険地区数 10,673 箇所に対して、3,676 箇所対策工事に着手している。

●農林水産ビジョン 2030 の指標

指標名	目標 (R12)	年度目標 (R3)	年度実績 (R3)	達成率
山地災害危険地区の施設整備箇所数	3,900	3,558	3,676	103.3%

●山地災害危険地区数と整備着手状況



【山地災害危険地区の種類】

- ①崩壊土砂流出危険地区 [7,263箇所]
山腹崩壊や地すべりによって発生した土砂が土石流となって流出し、人家・公共施設等に直接被害を与える恐れがある地区
 - ②山腹崩壊危険地区 [3,302箇所]
山腹の崩壊や落石により人家・公共施設等に直接被害を与える恐れがある地区
 - ③地すべり危険地区 [108箇所]
地すべりにより人家・公共施設等に直接被害を与える恐れがある地区
- 〔合計10,673箇所〕

(2) 山地防災・土砂災害対策計画等の推進

ア 第4次山地防災・土砂災害対策計画（令和3～令和7年度）

近年、平成29年7月九州北部豪雨を始めとした時間雨量80mm以上の局地的豪雨が増加傾向にあり、県内でも、平成30年7月豪雨災害が発生するなど土砂・^{ながれぎ}流木災害が激甚化・頻発化していることから、防災施設整備の必要性は依然として高い。

このため、令和3年度からは国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえた第4次計画に基づき、人家等保全対策及び流木・土砂流出防止対策として治山ダム等の重点的な整備を推進する。

① 人家等保全対策

人家や公共施設等の重要な保全対象に近接する危険地区において、災害履歴や荒廃状況を踏まえて、未整備の危険地区で緊急性の高い箇所で治山ダム等の整備を重点的に実施する。

② 流木・土砂流出防止対策

近年の局地的豪雨の増加等による危険性に対応するため平成29年度に新たに危険地区を設定した。

過去の災害傾向から、人工林率の高い谷筋や小さな谷地形が存在する山腹斜面において、ひょうご式治山ダムや山腹工等の整備を進める。

●第4次山地防災・土砂災害対策計画

（上段：着手箇所数、下段：事業費 百万円）

区分			R3	R4	R5	R6	R7	合計
人家等保全対策	治山	公共	73	73	73	73	73	365
		事業費	2,410	2,410	2,410	2,410	2,410	12,050
	砂防	公共	47	59	59	59	59	283
		事業費	8,700	11,900	11,900	11,900	11,900	56,300
		県単	18	18	18	18	18	90
		事業費	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	12,000
流木・土砂流出防止対策	治山	県単	45	43	43	44	45	220
		事業費	1,553	1,480	1,480	1,500	1,579	7,592
緊急防災林整備 (溪流対策)	災害に強い 森づくり	県単	20	20	20	20	20	100
		事業費	333	457	156	284	284	1,514
合計			203	213	213	214	215	1058
事業費			15,396	18,647	18,346	18,494	18,573	89,456



① 人家等保全対策（多可町）



② 流木・土砂流出防止対策
「ひょうご式治山ダム」(朝来市)

【ひょうご式治山ダムとは】

- ・土砂の流出抑止効果に加え、流木捕捉効果を併せ持つ構造
- ・ひょうご式治山ダムは谷筋に残置した立木との相乗効果で流木捕捉効果を最大限に発揮
- ・模型実験を通じてダムの最適配置やスリットの構造等を検証し、平成 29 年度以降 12 基を施工



3次元水路による実験

イ 山腹崩壊対策

山腹崩壊危険地区において、表層崩壊や落石等に備えるため、風化花崗岩、断層破砕帯及び第三紀層など地質脆弱、かつ治山対策未実施の箇所を優先して、対策工事のりわくこう どぞめこう（法枠工、土留工、落石防護柵工等）を実施する。

また、過去の地震による崩壊事例から活断層から 15km 以内の範囲では、地震発生リスクが懸念されることから、阪神・淡路大震災を契機に兵庫県が開発した耐震性を考慮した山腹崩壊防止対策工法であるロープネット・ロックボルト併用工法を実施する。（H11～R3 実績：23 箇所、11 万 m^2 ）



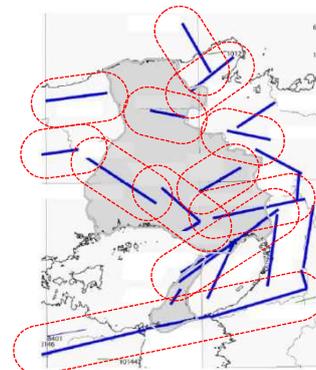
法枠工による山腹崩壊対策(宍粟市)



土留工と植栽工による山腹崩壊対策(丹波市)



ロープネット・ロックボルト併用工法による立木を残した斜面防災対策(神戸市)



活断層周辺の耐震工法を採用する範囲
(実線:活断層、点線:活断層から 15km)

ウ 地すべり防止対策

地すべり危険地区（108箇所）のうち、地すべりをはじめとする深層崩壊に備えるため、但馬地域を中心とした地すべり等防止法の指定区域 33 地区(林野庁所管)を対象に、対策工事(杭打工、アンカー工、集水井工等)を実施している。



地すべりを抑止するアンカー工(香美町)

エ 治山施設の維持管理と長寿命化対策

治山ダム、地すべり防止の集水井工等の治山施設の防災機能を持続的に維持・発揮させるため、毎年、人家や学校等の重要保全施設に近接した箇所を対象に、目視等による点検を実施している。

また、県下全体約 1 万 4 千の治山施設について、詳細な点検診断・調査を令和元年度末までに実施し、令和 2 年に個別施設計画を策定した。今後は、個別施設計画に基づく、落石防護柵緩衝材の取替などの老朽化対策や、既設治山ダムの増厚・嵩上げなどの機能強化工事を計画的に実施し、治山施設の長寿命化を進めていく。



遠隔操作カメラによる集水井の点検(姫路市)



落石防護柵緩衝材の取替(神河町)



治山ダムの嵩上げによる機能強化
(南あわじ市)

オ 山地の微地形がわかる航空レーザ測量成果の治山事業への活用

山地の崩壊現象や災害形跡等の微地形をはじめ、治山ダムの堆砂状況等の情報を効率かつ正確に把握するため、航空レーザ測量を実施し、机上で治山事業計画等の策定を効率的に実施する。

また、この測量データを3D化し、防災工事を実施する地域住民に対して山地の荒廃状況を見える化し、効果的な減災対策への活用を進める。

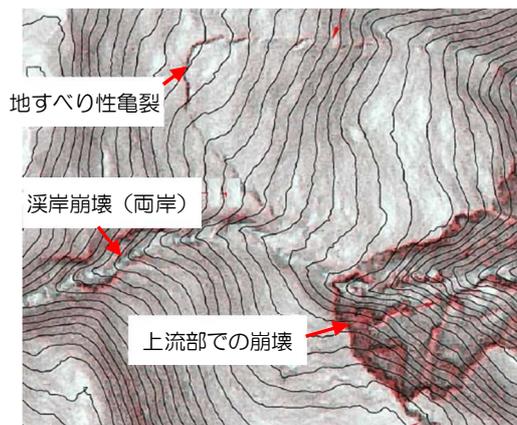
[航空レーザ測量の特徴]

- ・これまでの航空写真測量では、地表面が樹木に覆われているため、山地の微地形を把握することは出来なかったが、航空レーザ測量では、航空機から照射したレーザの反射データを地表面から取得可能で、精密な地形データを整備できる。
- ・照射密度を4点/m²にすることで、森林資源を単木レベルで把握できる。

【事例】航空レーザ測量成果の活用

航空レーザ測量で得られた計測データからは、従来地形図では得ることのできなかった山地の微地形（亀裂や崩壊、土砂の堆積など）判読が可能。

今年度から、この計測データを活用して溪流荒廃地や崩壊の恐れのある箇所を抽出し、土砂災害対策の優先度判定（危険度判定）調査を実施する。対策優先度の高い箇所については、対策工計画（治山ダム工・山腹工の配置や森林整備計画）を作成する



【地形解析図イメージ】

(3) 機能の低下した保安林の整備

山地災害危険地区等における水源地域において優先的に整備することとし、過密化している人工林及び広葉樹林を対象に、立木の密度を管理する本数調整伐（間伐）及び、伐採木を利用した土留工を実施する。



人工林での本数調整伐と伐採木を利用した土留工（朝来市）



植栽木の単木防除資材による食害防止対策（朝来市）

(4) 減災対策による地域防災力の向上

県民的的確な避難行動に役立つ危険情報の提供や防災知識の普及・啓発を通じ地域の防災力の向上を図り、地域住民と行政が一体となった総合的な減災対策を推進する。

ア 山地災害危険地区の周知

① 兵庫県CGハザードマップ

山地災害危険地区の位置や被害想定区域の最新情報を県ホームページに掲載する。

- ② 市町を通じたポスター、チラシ等の配布
危険地区や避難所の位置、災害の兆候にかかる注意事項等の情報を提供する。



兵庫県CGハザードマップの画面

イ 防災知識の普及・啓発

① 山地防災に関する研修会の実施

毎年6月に実施する「豊かなむらを災害から守る月間」を中心に、山地災害情報協力員(ボランティア)、自治会長等を対象に、屋内研修や現地での研修等を実施する。



防災研修の実施状況(加古川市)

② 防災教室の開催

各種イベントや地域防災訓練、自治会役員向け説明会等の防災教室において、パネル展示や過去の災害映像の放映等により、山地災害に関する知識や治山事業の取組みを発信する。



災害パネルの展示(養父市八鹿公民館)

●防災研修会等の開催状況

指標名	R1 (実績)	R2 (実績)	R3 (実績)
防災研修会等の開催	249回	355回	322回

ウ 住民の参画による自主防災活動の支援

① 裏山の危険箇所診断

地域住民との協働により、人家等に近接する裏山危険箇所の点検を行い、現状の地形等を把握することで、今後の対策方針と自主防災活動における技術的支援を行う。



集落裏山の点検状況(加古川市)

② 自治会単位の防災マップの作成

山地災害危険地区等のCGハザードマップをもとに、自治会単位でさらにわかりやすくしたマップを作成する。

作成にあたっては、河川増水時等における独自の避難ルートや、裏山の危険箇所診断の成果が表示される等、地域住民が的確な避難行動を起こせるように工夫する。



地域防災マップの作成例(豊岡市)

③ 自主防災活動を支援する人材確保

山地災害に的確かつ早急に対応するため、地域に密着して山地災害等の情報収集や防災活動の支援を行うことを目的として、山地災害情報協力員を設置している。



山地災害情報協力員と連携した
防災パトロール実施状況(丹波市)

【事例】業務の担い手不足への対応

人口減少社会の到来により、職員、請負者とも担い手の不足が想定される。そのため、従前より少人数や経験者不足でも業務が進められるよう、ICTの活用により工事業務効率化の推進に取り組んでいる。

具体的には、設計データを確認しながら施工可能なICT対応の建設機械を活用した施工事例を題材に、リモート形式で研修を実施した。

また、第61回治山研究発表会において、この取り組みを発表し、優秀賞を受賞した。



ICT活用工事に関する
リモート研修の様子(香美町)

※ICT施工とは、測量から設計、施工、検査に至る工程においてICT（情報通信技術）を導入することにより、建設現場の生産性や安全性の向上等を目指す新しい取り組みです。

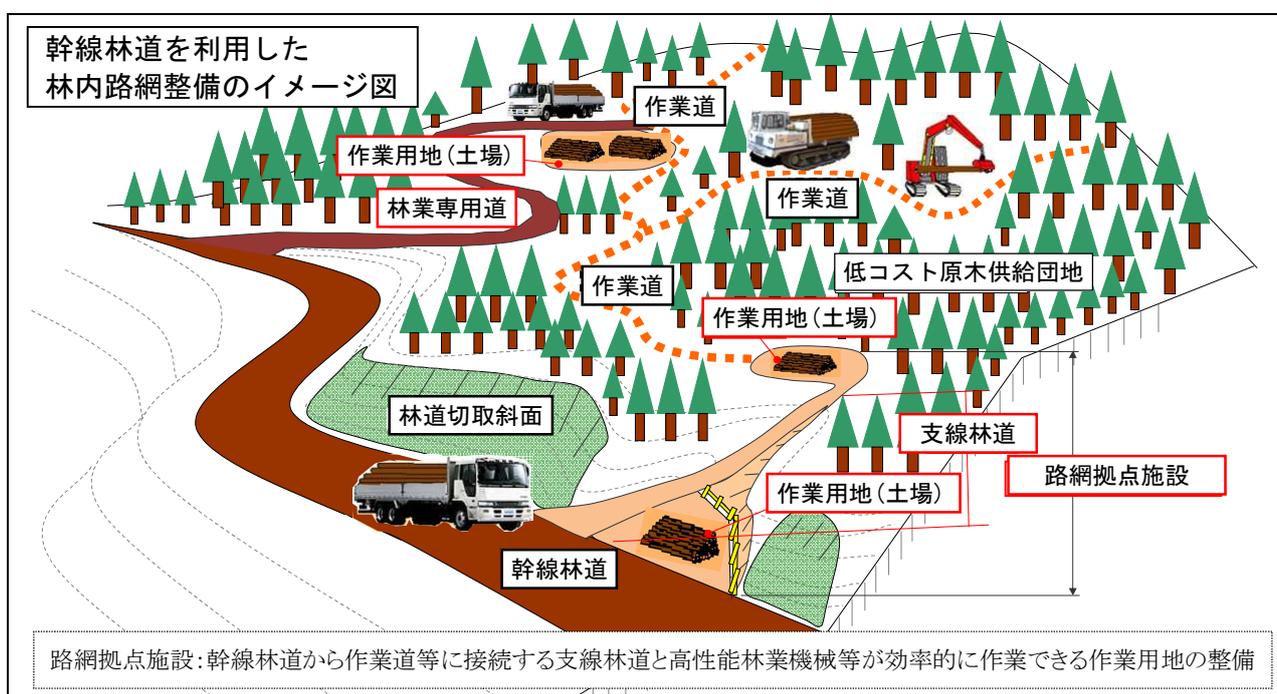
II 林道の整備

1 概要

本県の民有林面積は53万ha（全国第8位）で、播磨地域と但馬地域には成熟化した人工林が広く分布している。

この人工林資源を効率的かつ継続して利用していくためには、大型トラックが通行可能な林道、及び林業機械が稼働する作業道からなる林内路網の整備が不可欠である。

とりわけ骨格となる林道は、木材生産地と消費地を結ぶアクセス道として、木材運搬の効率化を担っている。また、山村地域の生活基盤として重要な役割を担うほか、災害時の代替路としても活用が期待されている。



●林内路網区分

路網区分	種類	対象車両	林道区分	森林の利用区域	延長	開設主体	管理主体
林道	幹線	一般車 大型トラック	森林基幹道	1,000ha以上	7km以上	県	県
			森林管理道	500ha以上	1km以上	県(代行)	市町
	支線	木材輸送用 大型トラック	林業専用道	500ha未満 200ha以上		県(代行)	
			路網拠点林道	200ha未満 50ha以上	500m未満 200m以上	県	県・市町
作業道	—	小型トラック 林内作業車	—	—	—	森林所有者等	

【林道整備の効果】

- ・生産効率の改善 : 市場等へのアクセス向上による、伐採搬出経費等の軽減
- ・森林整備の推進 : 林地へのアクセス向上による、間伐等の森林整備の増加
- ・就労条件の改善 : 林地への移動手段の変更による、林業就業者の労務負担の軽減
- ・地域交通の改善 : 国道等へのアクセス向上による、集落間の交通利便性の確保

2 推進方策と主な施策

ひょうご農林水産ビジョン 2030 の推進項目「木材利用の拡大と資源循環型林業の推進」に基づき、低コストかつ安定的な木材生産体制の整備を推進する。

特に、木質バイオマス等の新たな木材需要の増加に対して、木材生産の基盤となる幹線林道（森林基幹道・森林管理道）や、奥地の森林作業道に接続する支線林道（林業専用道、路網拠点）を整備し、作業道と組み合わせて「第3期ひょうご林内路網 1,000 km整備プラン」（計画期間：令和元～5年度）に基づく林内路網の形成を推進する。

（1）幹線林道の開設促進

ア 森林基幹道の整備

複数市町にまたがり、森林の利用区域面積が 1,000ha 以上となる「瀬川・氷ノ山線」^{とろかわ ひょうごのせん}ほか 9 路線を県営事業で整備しており、全体計画 263km のうち 237km が完成し、現在「須留ヶ峰線」^{するがみね}と「千ヶ峰・三国岳線」^{せんがみね みくにだけ}の 2 路線で開設工事を実施している。



開設状況(須留ヶ峰線:養父市)



開設状況(千ヶ峰・三国岳線:神河町)

●森林基幹道の整備状況（令和3年度事業完了後）

区分	路線数		延長(km)		
	計画	うち完成	計画	うち供用	進捗
森林基幹道	10	8	263	237	90.1%

イ 県代行森林管理道の整備

但馬や西播磨の過疎地域において、森林の利用区域面積 500ha 以上となり、林業の活性化や生活環境の改善、集落間の交通利便を図るため、市町の財政力・技術力の観点から、県が市町に代わって実施する県代行事業により「前地・カンカケ線」^{まえち}ほか 11 路線を整備し、137km が完成している。



間伐材搬出状況(前地・カンカケ線:宍粟市)

●県代行森林管理道の整備状況（令和3年度事業完了後）

区分	路線数		延長(km)		
	計画	うち完成	計画	うち供用	進捗
森林管理道	12	12	137	137	100.0%

(2) 支線林道の開設促進

ア 県代行林業専用道の整備

振興山村地域においては、木材生産基盤の強化や生活環境の改善、集落間の連絡を図るため、市町の財政力・技術力の観点から、県代行事業により「能^の栖^す線」の整備を進めている。

また、新たに「大畑^{おおはた}越知^{おち}線」(神河町大畑、延長 3.7 km) について、令和 3 年度補正予算を活用し事業着手している。



開設状況(神河2号線:神河町)



計画状況(能^の栖^す線:宍粟市)

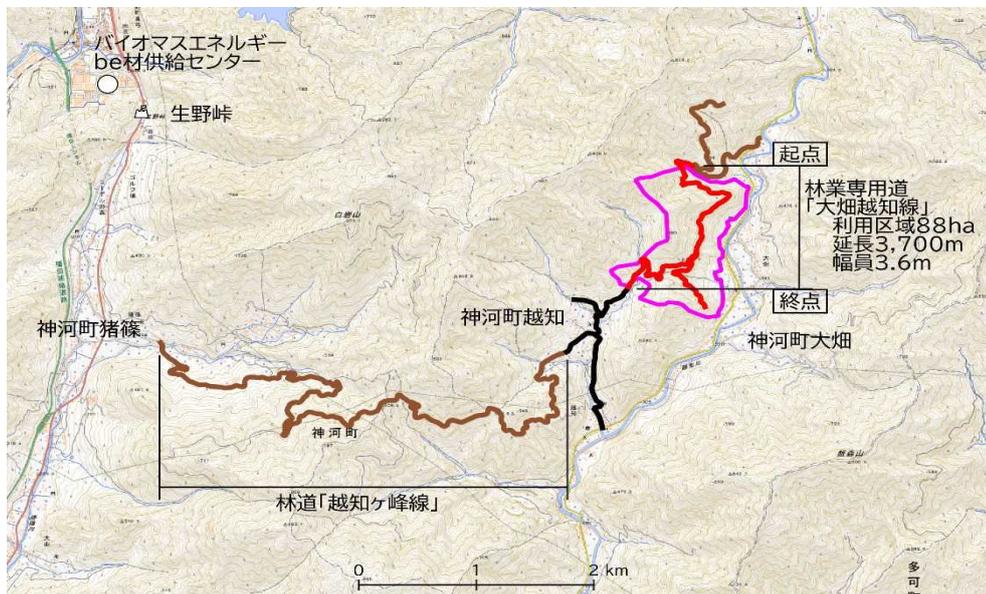
● 県代行林業専用道の整備状況 (令和 3 年度事業完了後)

区分	路線数		延長(km)		
	計画	うち完成	計画	うち供用	進捗
林業専用道	3	1	9	3	33.3%

【事例】県代行林業専用道「大畑越知線」(神河町) の概要

計画路線周辺は、これまで、生産基盤が整備されず、搬出を伴う間伐等が行われていない高齢人工林であるが、良質な木材の生産力を有している。

このため、省力・低コストの施業に必要な林業専用道を整備し、市場に対応した良質材を継続して産出できる木材生産地をめざす。



イ 路網拠点の整備

林道の高い切土法面や谷側路側構造物が連続する等、森林への進入が困難な箇所を解消するため、幹線林道（森林の利用区域面積 500ha 以上）から森林作業道に接続する支線林道、及び高性能林業機械等が効率的に作業できる作業用地の整備を県営で推進する。

●路網拠点の整備状況（令和3年度事業完了後）

区 分	計 画		実 績	
	計画期間	箇所数	箇所数	進捗
1 期	H18～H27	37	37	100.0%
2 期	H28～R3	24	23	95.8%



支線として計画する路網拠点林道
(前地・カンカケ線: 栄栗市)



原木を集積する作業用地
(笠形線: 市川町)

(3) 県営林道の機能強化

ア 林道の保全と維持管理

日常の車両の安全な通行確保に加え、災害時の代替路として活用出来るよう、平時から法面の状況や落石の危険性、路面や路肩の状況等を巡視している。

その結果、落石、段差、欠損等が発生する可能性が高い箇所について、改良工事を行い、適切に維持管理している。



落石対策状況(千町・段ヶ峰線: 神河町)

イ 林道施設の長寿命化対策

老朽化の進行が懸念される重要構造物（14橋、1トンネル）について、平成28年度に点検診断を実施のうえ個別施設計画を策定した。

同計画に基づき、平成29年度から長寿命化対策が必要な構造物（13橋、1トンネル）について、中長期の利用を見据えた施設の改良や保全整備を実施している。



長寿命化対策計画箇所(瀬川・氷ノ山線: 養父市)

(4) 林道を活用した森林・林業の普及啓発（林道自然観察ウォーキングの開催）

県民が、林道沿線の優れた自然環境にふれあうことで林道の役割や林業活動について理解を深めるため、平成15年度から（一社）兵庫県治山林道協会と共催で、森林基幹道「瀬川・氷ノ山線」の自然観察ウォーキングを開催している。

コロナ禍のため、令和2年度から開催を見送り、協会HPにおいて動画を配信している。



(一社)兵庫県治山林道協会による配信動画
とろかわ ひよのせん
 (瀬川・氷ノ山線:養父市)

(5) 市町営林道への支援（個別施設計画の策定及び長寿命化対策の支援）

健全度が低い橋りょうの計画的な長寿命化対策を推進するため、個別施設計画を策定した16市町の市町職員に対し修繕方法等の指導を行っている。

残る3市町が管理する林道橋についても、点検診断の着実な実施を支援し、令和2年度内に県内すべての個別施設計画策定を完了した。



点検診断状況ほつばら(初原線:丹波市)

(6) 林道施設災害

近年の大きな災害として、平成30年は、7月豪雨や台風24号の影響による路肩や法面の崩壊など、35路線55箇所が被災し、復旧工事は令和2年度末に全て完了した。

令和3年度は、令和2年7月豪雨災害の2路線2箇所、令和3年7月梅雨前線豪雨災害の1路線1箇所の計3路線3箇所の工事を行い、令和2年災害及び3年災害の復旧は全て完了した。

●林道施設災害の状況（H30 災～R3 災）

年災	区 分	復旧額 (百万円)	路線数	計画 箇所数	進捗状況			備 考
					～R2末 完成	R3 完成	計	
H30災	平成30年7月豪雨災害	347	33	53	53	-	53 (100%)	宍粟市ほか6市4町
	台風24号	7	2	2	2	-	2 (100%)	香美町、丹波市
	小計	354	35	55	55	-	55 (100%)	
R1災	令和元年10月台風19号災害	23	1	1	1	-	1 (100%)	豊岡市
R2災	令和2年7月豪雨災害	44	2	2	0	2	2 (100%)	宍粟市
R3災	令和3年7月梅雨前線豪雨	2	1	1	0	1	1 (100%)	宍粟市
	計	423	39	59	56	3	59 (100%)	

漁港・漁村の整備について

令和 4 年 5 月

農林水産部 水産漁港課

目 次

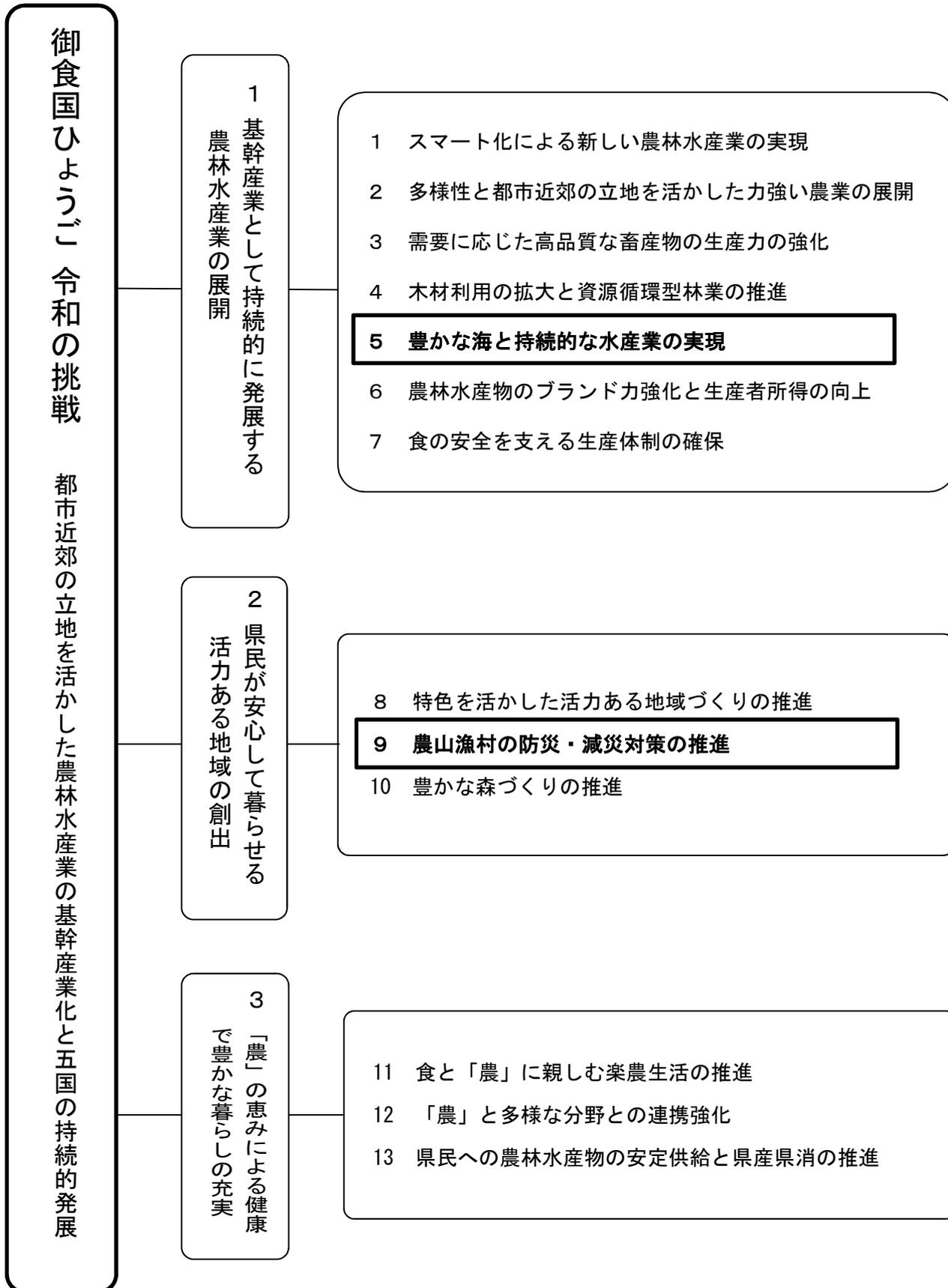
I	漁港・漁村の現況	4
1	漁港	
2	漁村	
3	海岸	
II	漁港・漁村の整備の方向	6
1	基本方向等	
2	主要施策	
III	生産活動を支える漁港の整備・保全	7
1	漁業生産活動の効率化、省力化を図るための施設整備	
2	漁業活動の継続性を確保する漁港施設の耐震化等	
3	漁港施設の老朽化対策	
IV	津波・高潮防災対策の推進	9
1	津波・高潮防災対策	
2	海岸保全施設の老朽化対策	
V	漁業者の所得向上に資する共同利用施設等の整備	11
1	共同利用施設の整備	
2	ノリ養殖関連施設の整備	
	〈参考1〉「津波防災インフラ整備計画（平成27年6月策定）」の概要	12
	〈参考2〉「日本海津波防災インフラ整備計画（平成31年3月策定）」の概要	16
	〈参考3〉「兵庫県高潮対策10箇年計画（令和2年6月策定）」の概要	20

ひょうご農林水産ビジョン 2030 施策体系表における位置づけ

【めざす姿】

【基本方向】

【推進項目】



I 漁港・漁村の現況

1 漁 港

漁港とは、漁港漁場整備法によると、「天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体」と定義されている。

(1) 漁港数

漁港は全国で2,785港 (R3. 4. 1現在)、このうち兵庫県下には53港あり、その内訳は県管理14港、市町管理39港である。

漁港の種類	管 理 者 別		地 区 別			計
	県管理	市町管理	摂津・播磨	但馬	淡路	
第1種	2	34	10	12	14	36
第2種	10	4	5	1	8	14
第3種	2	1	1	2	—	3
計	14	39	16	15	22	53

(2) 港 勢

本県漁港における漁船数は約3,400隻で、年間の陸揚量は約6万4千トンである。

(令和元年兵庫県調べ)

地区名	漁船隻数(隻)	水産物陸揚量(トン)	水産物陸揚金額(億円)	組合員数(人)
摂津・播磨地区	1,879	39,331	160	1,325
但馬地区	527	7,259	56	873
淡路地区	1,029	17,825	64	822
漁港合計	(3,476) 3,435	(67,301) 64,415	(300) 281	(3,156) 3,020

()書は平成30年の数値

なお、漁港のほか県下の港湾を含む県全体の状況は下表のとおり。

区分	漁船隻数(隻)	水産物陸揚量(トン)	水産物陸揚金額(億円)	組合員数(人)
県全体	6,384	105,497	485	6,067

2 漁 村

漁港背後に位置する漁村には、約8万人の住民が生活しているが、近年、集落人口の減少や高齢化が進行しつつある。

(令和2年度漁港背後集落調査値)

地区名	集落人口 (人)	65歳以上人口 (人)	漁家世帯人口 (人)	漁業就業者数 (人)	集落世帯数 (世帯)	漁家世帯数 (世帯)
摂津・播磨地区	55,336	16,033	3,105	1,121	25,656	965
但馬地区	9,949	3,713	1,250	353	3,942	306
淡路地区	10,342	4,388	2,105	1,010	4,904	682
漁村合計	(76,441) 75,627	(24,069) 24,134	(7,174) 6,460	(2,713) 2,484	(34,321) 34,502	(2,173) 1,953

()書は令和元年度の数値

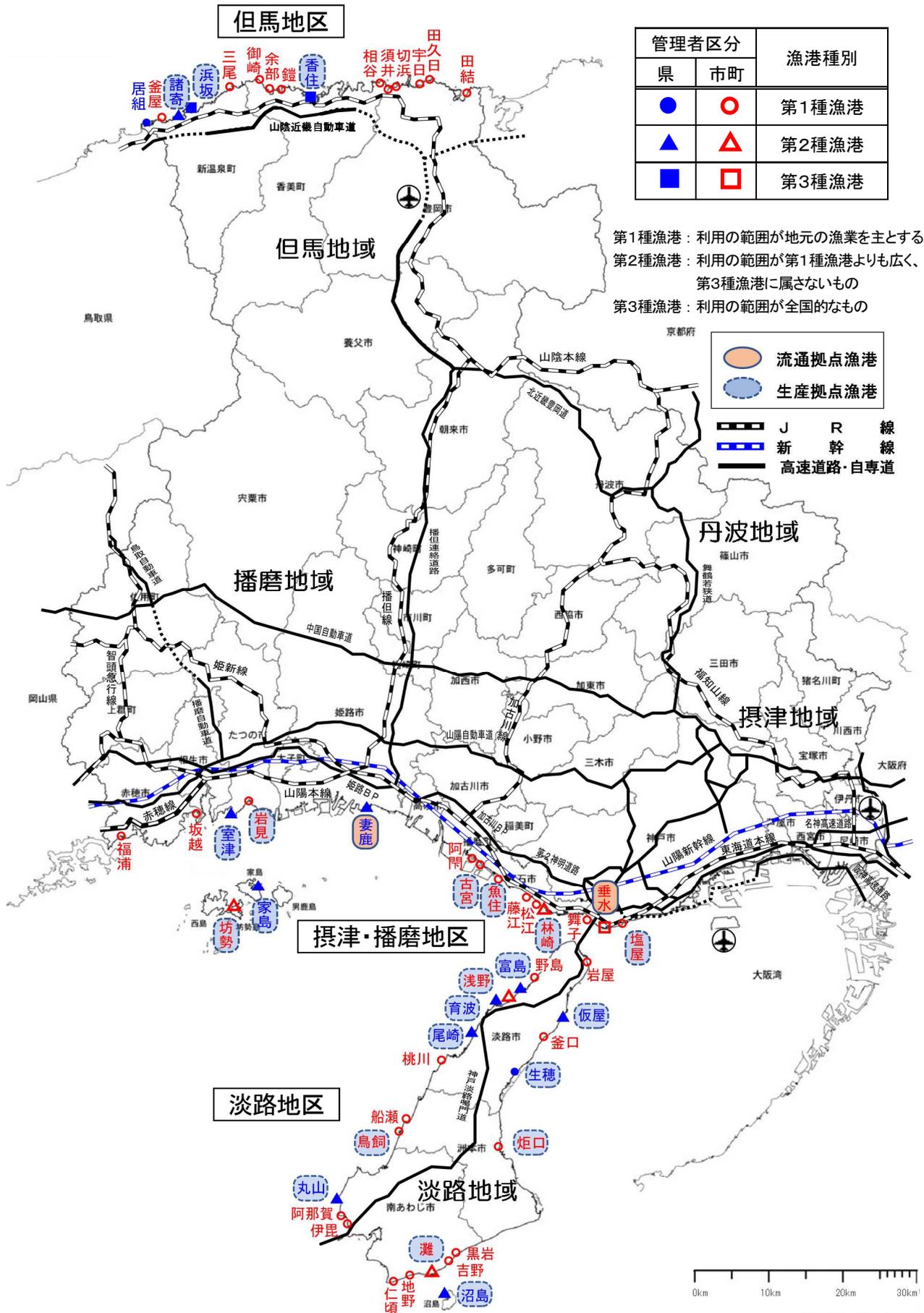
3 海 岸

本県の海岸線延長は全体で856.2kmあり、このうち漁港区域内の延長は108.3kmで全体の12.6%を占めている。また、高潮や侵食等による被害から海岸を防護するために必要な区域47.8kmを海岸保全区域に指定している。

(令和2年度海岸統計)

区 分	県 全 体	漁 港 海 岸	比率(%)
海岸線延長 (km)	856.2	108.3	12.6
うち海岸保全区域延長	434.7	47.8	11.0

兵庫県漁港位置図

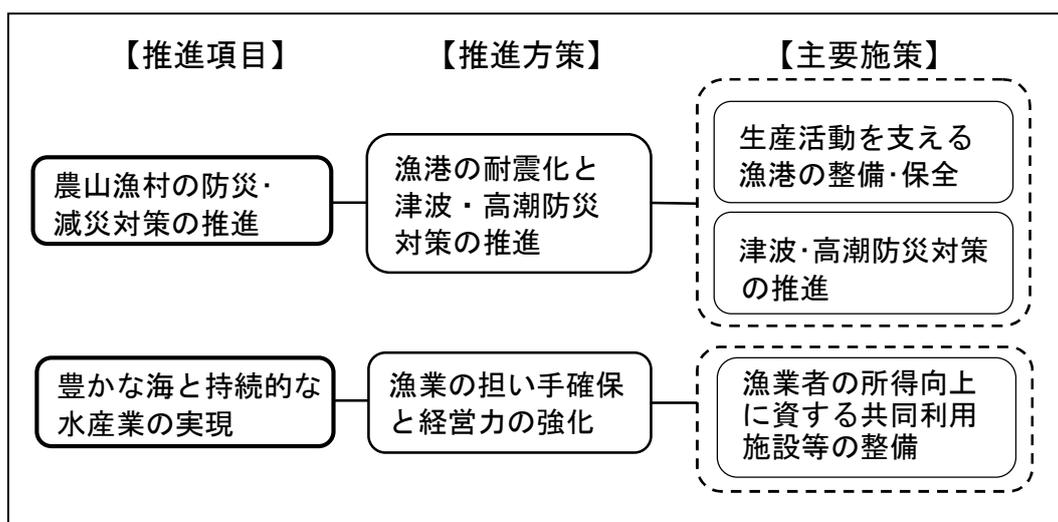


Ⅱ 漁港・漁村の整備の方向

1 基本方向等

漁港・漁村は、漁業の生産の場であるとともに生活の場であり、また都市や地域住民の交流の場として利用され、地域社会の核として重要な役割を担っている。

漁港・漁村の整備にあたっては、「ひょうご農林水産ビジョン 2030（令和3年3月）」に基づき、「基幹産業として持続的に発展する農林水産業の展開」と「県民が安心して暮らせる活力ある地域の創出」を目指し、下表の推進項目及び推進方策の実現に取り組んでいく。



2 主要施策

(1) 生産活動を支える漁港の整備・保全

漁業生産活動の効率化、省力化を図るため、港内の静穏度向上を図る防波堤や、地震発生時における漁業活動の継続性を確保する陸揚岸壁の耐震化等を推進する。

こうした施設整備に加え、既存施設の老朽化の進行に対応するため、漁港施設の長寿命化を計画的に推進する。

(2) 津波・高潮防災対策の推進

巨大地震による津波に備えるため、瀬戸内海沿岸については、「津波防災インフラ整備計画」に基づき、防波堤の改良や港口水門の整備のほか、陸閘の自動化等を推進する。また、日本海沿岸については、「日本海津波防災インフラ整備計画」に基づき、防波堤の沈下対策等を推進する。さらに、平成30年台風第21号で想定を超える高波の影響により大阪湾沿岸で浸水被害が発生したことを踏まえて策定した「兵庫県高潮対策10箇年計画」に基づき、高潮対策を推進する。

(3) 漁業者の所得向上に資する共同利用施設等の整備

水産業の持続的な発展や活力ある漁村を実現するため、「浜の活力再生プラン」等に基づき、プランに位置づけられた共同利用施設の整備を支援する。

また、ノリ養殖の収益性の向上に向けて取組む総合的な対策のうち、漁業者組織が実施する協業化推進に必要な施設の整備を支援する。

Ⅲ 生産活動を支える漁港の整備・保全

1 漁業生産活動の効率化、省力化を図るための施設整備

(1) 香住漁港（香美町） 棧橋の延伸

香住漁港では、令和2年度に但馬漁業協同組合が製氷貯氷施設を更新したが、同施設前面に位置する棧橋の延長が大型漁船対応になっておらず、出漁準備時に棧橋の使用待ち時間が発生していた。

これらの待ち時間を減らすことで漁業機会の拡大を図るため、令和2年度より棧橋延伸工事を実施し、令和3年度に完了した。



香住漁港 整備前



香住漁港 整備後

(2) 室津漁港（たつの市） 駐車場・トイレ整備

室津漁港は直売所や秋の室乃津祭等もあり、多数の来訪者がある活気あふれる漁港である。反面、駐車場が未舗装であることから来訪者の路上駐車が多く漁業活動の支障となっていたことから、効率化を図るため駐車場舗装工事を実施した。また、漁業者や来訪者も利用する漁港内唯一のトイレについて、利用性向上のため洋式化等改良及び順番待ちを解消するための新設を実施し、令和3年度に完了した。



室津漁港 整備後（新設トイレ）

2 漁業活動の継続性を確保する漁港施設の耐震化等

(1) 室津漁港（たつの市） 物揚場の耐震・耐津波化

西播磨地域の「生産拠点漁港」である室津漁港では、地震・津波発生時においても早期に漁船を受け入れ、漁獲物を陸揚げできるよう、平成28年度から物揚場の耐震・耐津波化工事を進めており、令和3年度に完了した。



室津漁港 整備後

(2) 仮屋漁港（淡路市） 物揚場の耐震・耐津波化等

仮屋漁港の森地区で、近年の大型台風や爆弾低気圧に起因する波高の増大による物揚場前面水域の静穏度不足に対応するため、防波堤の延伸工事を実施した。また、仮屋地区で、物揚場の耐震・耐津波化工事を実施し、令和3年度に完了した。

(3) 香住漁港（香美町）、浜坂漁港（新温泉町） 岸壁等の耐震・耐津波化

但馬地域の「生産拠点漁港」である香住漁港及び浜坂漁港は、兵庫県地域防災計画において「防災拠点漁港」にも位置づけられており、地震・津波発生時における早期の漁船受け入れや漁獲物の陸揚げに加え、大規模災害発生時に海上アクセスポイントとして緊急物資を陸揚げし背後集落へ物資を供給したり、広域防災拠点へ陸送する拠点漁港である。

香住漁港及び浜坂漁港において、地震・津波発生時に漁業活動を早期再開及び緊急物資運搬船が係留できるよう、令和4年度から岸壁等の耐震・耐津波化工事に着手する。

3 漁港施設の老朽化対策

(1) 仮屋漁港（淡路市） 物揚場等の補修

仮屋漁港は、淡路島地域における水産物の供給・加工流通基地となっており、ノリ養殖業と小型底びき網漁業及び船びき網漁業を中心とする漁船漁業との複合経営を行っている「生産拠点漁港」である。

物揚場においてエプロンの沈下により隣接用地と段差が生じている。漁業作業における安全性や効率性を確保するため、エプロンの補修（打替え）を令和2年度より実施している。



仮屋漁港 整備前



仮屋漁港 整備後

(2) 居組漁港（新温泉町） 防波堤の補修

居組漁港では、80年以上経過した防波堤があり、コンクリート劣化による機能が低下していることから、港内の静穏性を保ち漁業活動の安全性を確保するため、令和2年度から防波堤の補修工事（消波ブロック被覆設置）を実施している。



居組漁港 防波堤補修状況

(3) 沼島漁港（南あわじ市） 船揚場の補修

沼島漁港は、小型底びき網漁業や一本釣り漁業等の漁船漁業が活発に営まれており、特にマダイ、ハモ等の高級魚の水揚げが多く、淡路島地域の「生産拠点漁港」となっている。

漁船の修理等に利用される船揚場のコンクリート劣化が著しく、作業の安全性や効率性に支障が生じていたため、令和3年度から船揚場の補修工事を実施している。



沼島漁港 整備前（船揚場）



沼島漁港 整備後（船揚場）

IV 津波・高潮防災対策の推進

1 津波・高潮防災対策

南海トラフ巨大地震や日本海における大規模地震による津波に備えて策定した「津波防災インフラ整備計画(平成27年6月策定)」及び「日本海津波防災インフラ整備計画(平成31年3月策定)」では、レベル1津波(発生頻度が高い津波)に対しては越流を防ぎ、レベル2津波(最大クラスの津波)に対しては浸水被害を軽減することを基本方針としている。

「津波防災インフラ整備計画」では、令和5年度までに概ね事業完了することを目標としており、「重点整備地区」に位置づけている沼島漁港の水門・防波堤等の整備を実施している。

「日本海津波防災インフラ整備計画」では、令和10年度までに事業完了することを目標としており、香住漁港、居組漁港において津波対策を実施する。

また、激甚化する高潮被害から県民の生命・財産を守るため、令和2年6月に策定した「兵庫県高潮対策10箇年計画」では、令和10年度までに事業完了することを目標としており、香住漁港において高潮対策を実施する。

(1) 沼島漁港(南あわじ市)

県の最南端に位置し、県下で津波到達時間が最も早く(44分)、現況ではレベル1津波、レベル2津波とも防潮堤を越流し、集落のほぼ全域が浸水することから、以下の対策を実施する。

① 港口水門の整備及び防波堤の改良

浸水被害の軽減を図るため、漁港の入り口に「港口水門」を新設するとともに、水門とあわせて防護ラインを形成する防波堤の嵩上げ等を実施している。

本港地区の港口水門は、平成30年度に工事着手し、現在水門本体の一部となる門柱の建設を進めている。また、泊地区の港口水門についても、令和4年4月から仮設作業ヤードの設置工事に着手した。

② 防潮堤の整備

本港地区と泊地区を結ぶ防潮堤未整備箇所については、令和4年度より設計に着手する。



本港地区 港口水門 完成イメージ



本港地区 港口水門 施工状況

(2) 香住漁港（香美町） 防潮堤等の整備

香住漁港では、香住地区において津波対策として防波堤の嵩上げを実施している。

また、下浜地区では、津波・高潮対策として防潮堤の整備及び漁業者の通行を阻害しない自動浮体式陸閘の整備を、香美町の河川対策と連携して進めている。

香住地区、下浜地区とも、令和4年度に工事完了を予定している。



下浜地区 防潮堤整備後

(3) 居組漁港（新温泉町） 防波堤の嵩上げ

居組漁港では、津波対策として防波堤嵩上げを実施しており、令和3年度に完了した。



居組漁港 防波堤整備後

2 海岸保全施設の老朽化対策

(1) 妻鹿漁港（姫路市） 排水機場・水門の補修

妻鹿漁港は県内に2港ある「流通拠点漁港」の一つであり、多くの水産加工場や大型量販店の水産物流通センターが所在している。また、周辺地域は、発達した工業地帯であるとともに人口密集地である。

当漁港海岸の排水機場・水門は、整備後約30年が経過し老朽化が進んでいるため、津波や高潮時に正常な動作ができなくなるおそれがある。



妻鹿漁港 白浜排水機場

このため、平成 27 年度から排水機場の補修を実施しており、令和 4 年度は中央監視装置の更新及び取付け護岸補修を予定している。

(2) 家島漁港（姫路市）排水機場・水門の補修

家島漁港海岸の排水機場・水門も、整備後約 20 年が経過し、老朽化が進んでいるため、平成 28 年度から排水機場の補修を実施しており、令和 4 年度は水門の扉体塗装等を予定している。



家島漁港海岸 赤坂排水機場

V 漁業者の所得向上に資する共同利用施設等の整備

1 共同利用施設の整備

漁業生産活動に欠かせない共同利用施設の整備に対し、県は補助事業により支援を行っている。

令和 3 年度は、南あわじ漁業協同組合がワカメ養殖に使用する漁業用作業クレーンの更新・増設を行った。新施設は、刈取ったワカメを漁船から岸壁に陸揚する際の作業時間の短縮及び、作業負荷の軽減など、漁業経営の安定化や就労環境の改善に資することが期待されている。令和 4 年度は、荷さばき施設や製氷貯氷施設の整備に対し支援を行う。



南あわじ漁協 漁業用作業クレーン

【施設整備状況】

年度	R3	R4(予定)
事業内容	漁業用作業クレーン	荷さばき施設、製氷貯氷施設

2 ノリ養殖関連施設の整備

ノリ養殖業の収益性の向上と競争力の強化を図るため、3 戸以上の漁業者で組織する協業体が経営規模の拡大や効率化のために行う、大型ノリ自動乾燥機や高性能刈取船の導入を支援している。

【導入支援実績】

(単位 乾燥機：基 刈取船：隻)

年度	H19~30		R1		R2		R3		R4(予定)		合計	
	乾燥機	刈取船	乾燥機	刈取船	乾燥機	刈取船	乾燥機	刈取船	乾燥機	刈取船	乾燥機	刈取船
件数	126	37	7	5	0	2	3	2	1	4	137	50



大型ノリ自動乾燥機



高性能刈取船

〈参考1〉「津波防災インフラ整備計画（平成27年6月策定）」の概要

I 津波対策の基本方針

1 計画対象津波

- (1) **レベル1津波** 発生頻度が高い津波（従来の県地域防災計画の想定津波）
 - ①想定地震動：M8.4（安政南海地震並み）
 - ②発生頻度等：概ね100年に1回発生
- (2) **レベル2津波** 最大クラスの津波（新たな想定津波）
 - ①想定地震動：M9.0クラス（最大クラスの地震）
 - ②発生頻度等：発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす

2 津波対策の基本的な考え方

対象津波	基本的な考え方	
	ハード対策	ソフト対策（避難対策）
レベル1津波対策 （発生頻度が高い津波）	防潮堤等で津波の越流を防ぐ。 （淡路島南部地域を除く）	命を守るための避難を支援（レベル1津波対策・レベル2津波対策に共通）
レベル2津波対策 （最大クラスの津波）	津波の越流を一部許容するが、防潮堤等の沈下対策、基礎部の洗掘対策等により浸水被害を軽減する。	

3 施策体系

レベル1津波対策（津波の越流を防ぐ）	
ア）津波防御対策	(1) 防潮堤等の整備（高さの確保、健全性の保持） (2) 陸閘等の迅速かつ確実な閉鎖（自動化・遠隔操作化・電動化）
イ）避難支援対策 （レベル2津波にも対応）	(1) 道路等施設利用者の避難支援（道路法面等への階段整備など） (2) 県民へのリアルタイム情報の提供（港内監視カメラ画像など） (3) 防災意識の向上・防災学習の普及（海拔表示シートの設置など）
レベル2津波対策（津波の浸水被害を軽減する）	
ウ）既存施設強化対策	(1) 防潮堤等の越流対策・引波対策（基礎部の洗掘対策） (2) 防潮堤等の沈下対策（液状化対策としての地盤改良） (3) 防潮水門の耐震対策（門柱の耐震補強等）
エ）津波被害軽減対策	(1) 津波越流範囲の縮小（防潮水門の下流への移設） (2) 排水機場の耐水化（電気・機械設備の高所設置等）

4 津波対策の進め方・目標

- (1) 津波対策は10年間で概ね完了（令和5年度まで）
 - ・重点整備地区とその他人家連坦部の対策を完了
- (2) 緊急かつ重要な事業は5年間で完了（平成30年度まで）
 - ・レベル1津波対策を概ね完了（淡路島南部地域の水門及び湾口防波堤の整備を除く）
 - ・レベル2津波対策のうち、防潮水門の下流への移設、防潮水門の耐震化を完了
 - ・命を守るための避難支援対策を完了
 - ※令和6年度以降に残る津波対策については、その後5年間（令和10年度まで）で完了を目指す。

5 重点整備地区

レベル2津波等により、甚大な浸水被害が想定される地区を「重点整備地区」に設定し、全ての津波対策を10年間（令和5年度まで）で完了する。

淡路地域	福良港、阿万港、沼島漁港、洲本地区 [※]
尼崎地域	尼崎西宮芦屋港（尼崎地区）
西宮地域	尼崎西宮芦屋港（鳴尾地区、西宮・今津地区）

※炬口地区と洲本港を合わせて「洲本地区」に設定

II 事業計画

施策体系		概算 事業費 (億円)	事業スケジュール		
対策項目	事業内容		H25-30 年度	R1-5 年度	
レベル1津波対策（津波の越流を防ぐ）					
ア) 津波防御対策					
(1)防潮堤等の整備	1) 防潮堤等の高さの確保（未整備箇所 の整備） [防潮堤 1.8km] [河川堤防 0.7km] [水門・樋門 5基] [湾口防波堤 1箇所]	防潮堤	20		
		河川堤防	2		
		八家川水門	3		
		福良港:湾口防波堤	111		
		阿万港:本庄川水門	18		
		沼島漁港:港口水門(2基)	55		
	洲本地区:陀仏川樋門	4			
	2) 防潮堤等の健全性の保持（老朽化対策） [老朽化 20.6km]	118			
(2)陸開等の迅速かつ 確実閉鎖	・閉鎖施設の自動化・遠隔操作化・電動化 [閉鎖施設 102基]	27			
イ) 避難支援対策（レベル2津波にも対応）					
(1)道路等施設利用者の 避難支援	1) 道路法面への階段など避難路の整備 [道路法面2箇所、避難路1箇所（沼島漁港）]	1			
	2) 避難誘導スピーカーの整備 （河川・港湾の親水施設等）[スピーカー8箇所]				
(2)県民への リアルタイム 情報の提供	1) 港内カメラ画像等の情報提供	1			
	2) 道路情報板による津波情報の提供 [情報板 26箇所]				
(3)防災意識の向上 防災学習の普及	1) 海拔表示シートの設置 [550箇所]	1			
	2) CGハザードマップの津波情報の充実				
	3) ニロック等の防災学習施設の整備				
レベル2津波対策（津波の浸水被害を軽減する）					
ウ) 既存施設強化対策					
(1)防潮堤等の 越流対策・引波対策	・防潮堤陸側の水叩きの補強等 [防潮堤10.3km 等]	60			
(2)防潮堤等の沈下対策	・液状化対策としての地盤改良 [防潮堤4.3km 河川堤防0.4km 等]	131			
(3)防潮水門の耐震対策	・門柱の耐震補強等 [水門18基]	30			
エ) 津波被害軽減対策					
(1)津波越流範囲の縮小	・防潮水門の下流への移設	洗戎川水門	55		
		新川水門			
(2)排水機場の耐水化	・電気・機械設備の高所設置等	洗戎川排水機場			
		計	約640 億円	340 億円	300 億円

注) 事業費等は概算である。計画期間には、先行実施期間である平成25年度を含む。
今後、現地精査の結果等を踏まえ、津波対策の全体事業費、事業期間等を変更する場合がある。

Ⅲ 重点整備地区での対策（沼島漁港）

レベル1津波を港口水門・防波堤等で防ぎ、レベル2津波の浸水被害を軽減

レベル1津波水位：T.P.+3.8m レベル2津波水位 T.P.+4.4m

既存防潮堤高：T.P.+4.3m 未整備区間地盤高 T.P.+2.6m

1 沼島漁港における津波被害の特徴

- ・ 県の最南端に位置し、県下で津波到達時間が最も早い。(レベル2津波：44分)
- ・ レベル1津波、レベル2津波とも防潮堤を越流し、集落のほぼ全域が浸水する。

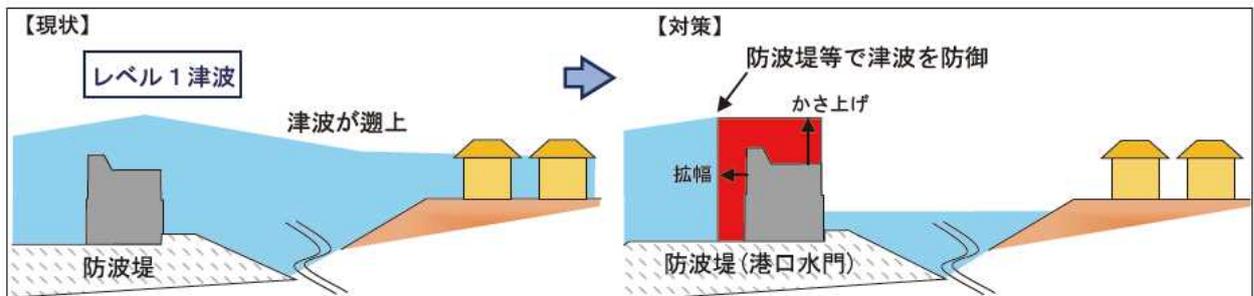
2 整備目標

レベル1津波 港口水門・防波堤等で津波の越流を防ぐ。

レベル2津波 浸水被害を軽減。

3 対策内容

項目	概要	目的
①港口水門の整備	新規整備	レベル1津波を防御するとともに、レベル2津波による浸水被害を軽減
②防波堤の改良	かさ上げ 堤体幅の拡幅等	
③防潮堤等の整備	既存構造物のかさ上げ 陸閘の新設	安全な避難を支援
④避難支援施設の整備	情報伝達装置（スピーカー） 避難路等の整備	



整備のイメージ

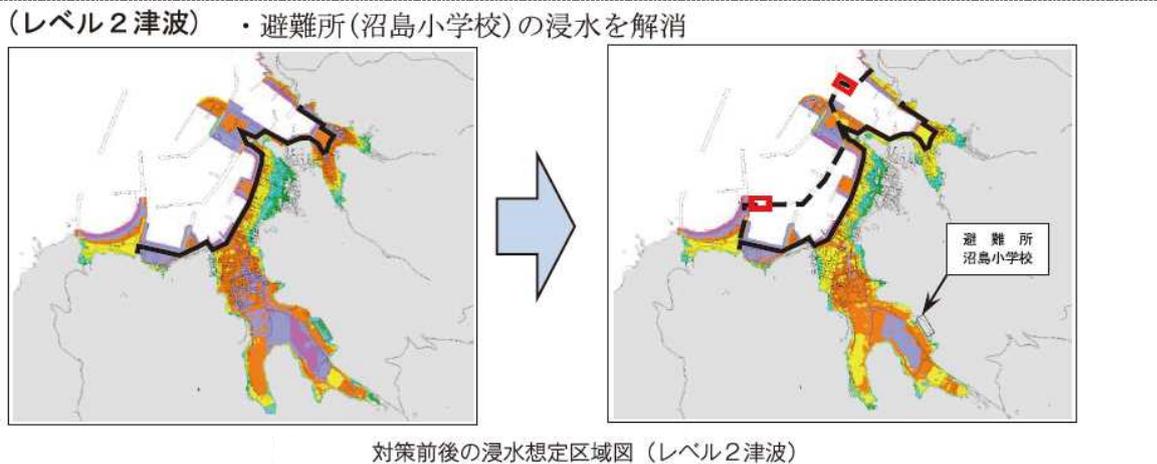
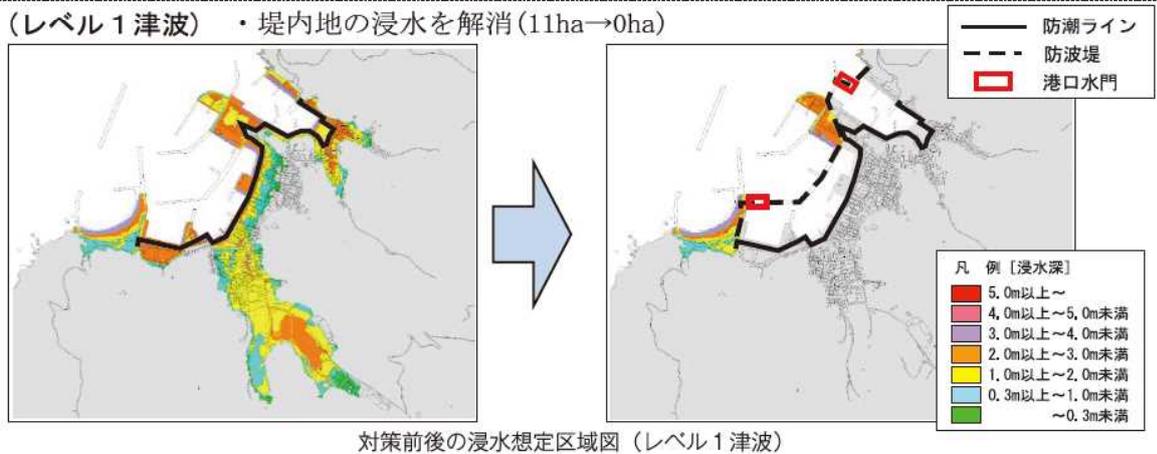
沼島漁港対策一覧

対策	事業量	工程	
		H25-30年度	R1-5年度
①港口水門の整備	港口水門 2基		
②防波堤の改良	防波堤 4基		
③防潮堤等の整備	防潮堤 0.1km		
	陸閘 2箇所		
④避難支援施設の整備	情報伝達装置等		



対策概要

4 対策の効果



〈参考2〉「日本海津波防災インフラ整備計画(平成31年3月策定)」の概要

I 津波対策の基本方針

1 計画対象津波

(1) レベル1津波：発生頻度が高い津波

①想定地震：日本海中部地震(1983年)、北海道南西沖地震(1993年)

②発生頻度等：数十年から百数十年に一度程度

(2) レベル2津波：最大クラスの津波

①想定地震：「日本海沿岸地域津波浸水想定図」の作成に用いた地震※

※国の「日本海における大規模地震に関する調査検討会(H26.9)」が設定した、本県沿岸部に津波の影響を及ぼす5断層を震源とする地震(マグニチュード7.2~7.9)のうち、最大の浸水域と浸水深をもたらす地震

②発生頻度等：発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす

2 津波対策の基本的な考え方

対象津波	基本的な考え方	
	ハード対策	ソフト対策(避難支援)
レベル1津波 (発生頻度が高い津波)	防潮堤等で津波の越流を防ぐ	命を守るための避難を支援
レベル2津波 (最大クラスの津波)	津波の越流を許容するが、防潮堤の整備や基礎部の洗掘対策、防波堤の沈下対策等により浸水被害を軽減する	

3 津波対策の進め方・目標

(1) 津波対策は10年間で完了(2028(令和10)年度まで)

(2) レベル1津波対策が必要な地区の対策は、5年間で概ね完了(2023(令和5)年度まで)

II 事業計画

1 対象施設

県が管理する防潮堤、河川堤防、陸閘、水門、防波堤等の施設(新設施設を含む)

2 計画期間・事業費

(1) 計画期間：2019(令和元)~2028(令和10)年度(10年間)

(2) 事業費：約56億円

3 計画にかかる配慮事項

計画策定に当たり、集落と近接した漁港での漁業活動、山陰海岸ジオパークに認定された美しい景観や海水浴場等の観光利用など、日本海沿岸地域の特徴に配慮する。

(1) 漁業への配慮：沖浦、香住、居組地区

港での防潮堤等の整備は、港へ出入りできる箇所や見通しが制限されるため、漁業活動への影響を抑えるよう、構造、高さ等に配慮する。

(2) 観光への配慮：竹野地区

本県日本海側の代表的な海水浴場である竹野浜や、かつて北前船による海運や漁業で栄えた川湊である竹野川については、風光明媚な景観と相まって地域の観光資源とするため、眺望を確保するよう、構造、高さ等に配慮する。

(3) 他の管理者との連携：津居山・瀬戸、浦上、下浜、余部地区

- ・津居山・瀬戸地区では、国が管理する円山川の対策と県が管理する海岸保全施設(水門)の対策を連携して行う必要があるため、国と連携して対策を進める。
- ・浦上、下浜、余部地区では、香美町が管理する普通河川や道路護岸の対策と県が管理する防潮堤、河川堤防の対策を連携して行う必要があるため、町と連携して対策を進める。

日本海津波防災インフラ整備計画 事業計画

市町	地区	構造物の種類	レベル1 (L1) 津波			レベル2 (L2) 津波			概算事業費(億円)	事業スケジュール		備考
			主な対策内容	整備効果 (1cm以上浸水する 人家の概数 (戸))		主な対策内容	整備効果 (30cm以上浸水する 人家の概数 (戸))			2019 ~23	2024 ~28	
				対策前	対策後		対策前	対策後				
豊岡市	けび 気比	気比川 堤防	堤防を嵩上げ	20	0	堤防をL1 対策より 更に嵩上げ	20	0	9			
	ついやま 津居山 せと 瀬戸	瀬戸 水門	-	110	※1 0	耐震性能確保	340	120	1		国との 連携	
	たけの 竹野	防潮堤	-	-	-	防潮堤を新設 洗掘防止対策	50	30	3		観光に 配慮	
	はますい 濱須井	須井川 堤防	-	-	-	堤防を嵩上げ	5	0	1			
香美町	むながい 無南垣	防潮堤 陸間	防潮堤を新設 陸間を新設 陸間を電動化	5	0	防潮堤をL1 対策より 更に嵩上げ	50	0	6			
	※2 うらがみ 浦上	防潮堤	-	-	-	洗掘防止対策	(30)	-	1		町との 連携	
	おきのうら 沖浦	防潮堤	防潮堤を新設	20	0	-	70	70	3		漁業に 配慮	
	かすみ 香住	防波堤	-	-	-	沈下対策	-	-	20		漁業に 配慮	
	※2 しものほま 下浜	防潮堤	-	-	-	防潮堤を嵩上げ	(30)	-	1		町との 連携	
	※2 あまるべ 余部	長谷川 堤防	-	-	-	堤防を嵩上げ	(20)	-	3		町との 連携	
新温泉町	いぐみ 居組	防波堤	-	-	-	沈下対策	40	0	4		漁業に 配慮	
	むすぶがわ 結川 堤防	-	-	-	-	堤防を嵩上げ	-	-	2			
合計				165	0		755	230	56			

※1 津居山で国が T.P.+2.0mの円山川堤防を整備した場合を想定

※2 香美町の浦上、下浜、余部の3地区については、今後、町の対策内容について協議
対策後の効果は、町の対策内容決定後に算定

※3 合計には「※2」の3地区を含めていない

香住地区（香美町）

1 対策内容

①河川堤防の高上げ

- ・レベル1津波を防御するため、香住谷川の河川堤防を嵩上げします。
- ・また、レベル2津波による浸水被害を軽減するため、河川堤防を更に嵩上げします。

②耐震性能の確保

- ・レベル2津波を引き起こす地震動でも高さを保持できるよう、河川堤防の耐震性能を確保します。
- ・防波堤に沈下対策（安定性確保、沈下分の嵩上げ）を実施します。

◆対策概要



2 対策の効果

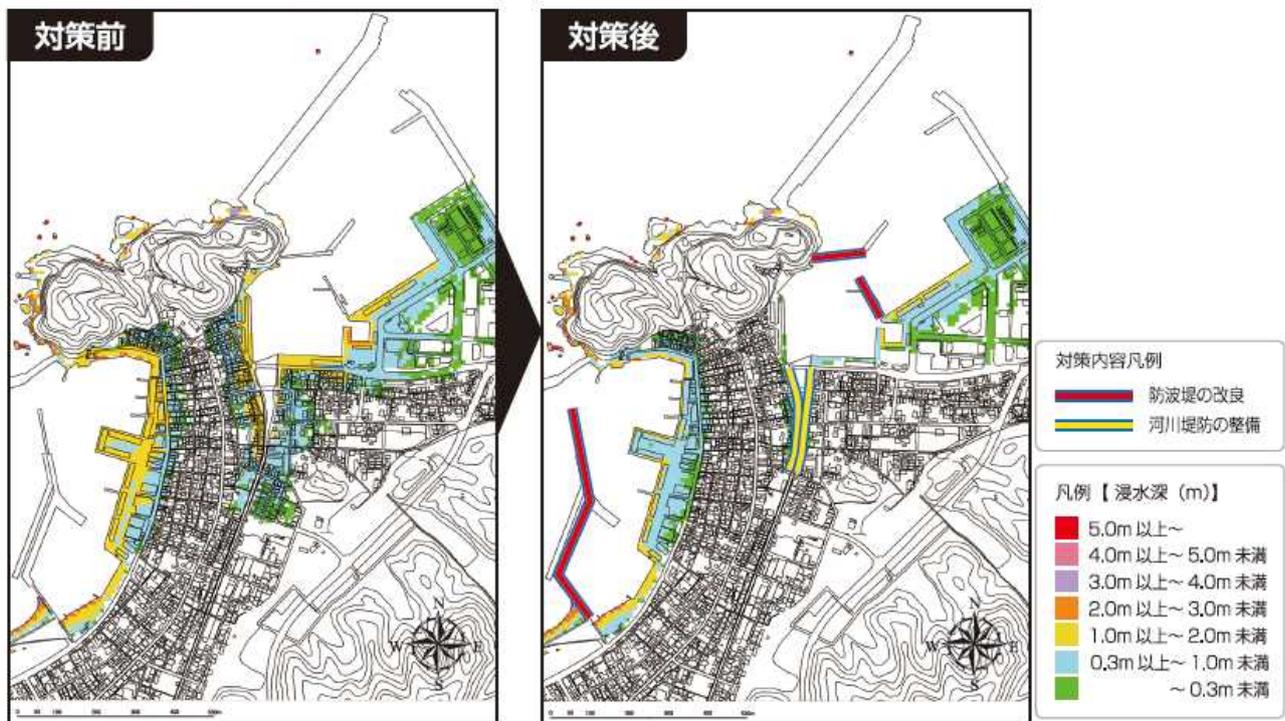
レベル1津波

1cm以上浸水する人家を**解消** 前約10戸 ▶ 後0戸

レベル2津波

30cm以上浸水する人家を**約9割縮減** 前約180戸 ▶ 後約10戸

◆対策前後の浸水想定区域図（レベル2津波）



居組地区（新温泉町）

1 対策内容

①河川堤防の高上げ

- ・レベル2津波による浸水被害を軽減するため、むすぶかわ結川の河川堤防を嵩上げします。

②耐震性能の確保

- ・レベル2津波を引き起こす地震動でも高さを保持できるように、河川堤防の耐震性能を確保します。
- ・また、防波堤に沈下対策（安定性確保、沈下分の嵩上げ）を実施します。

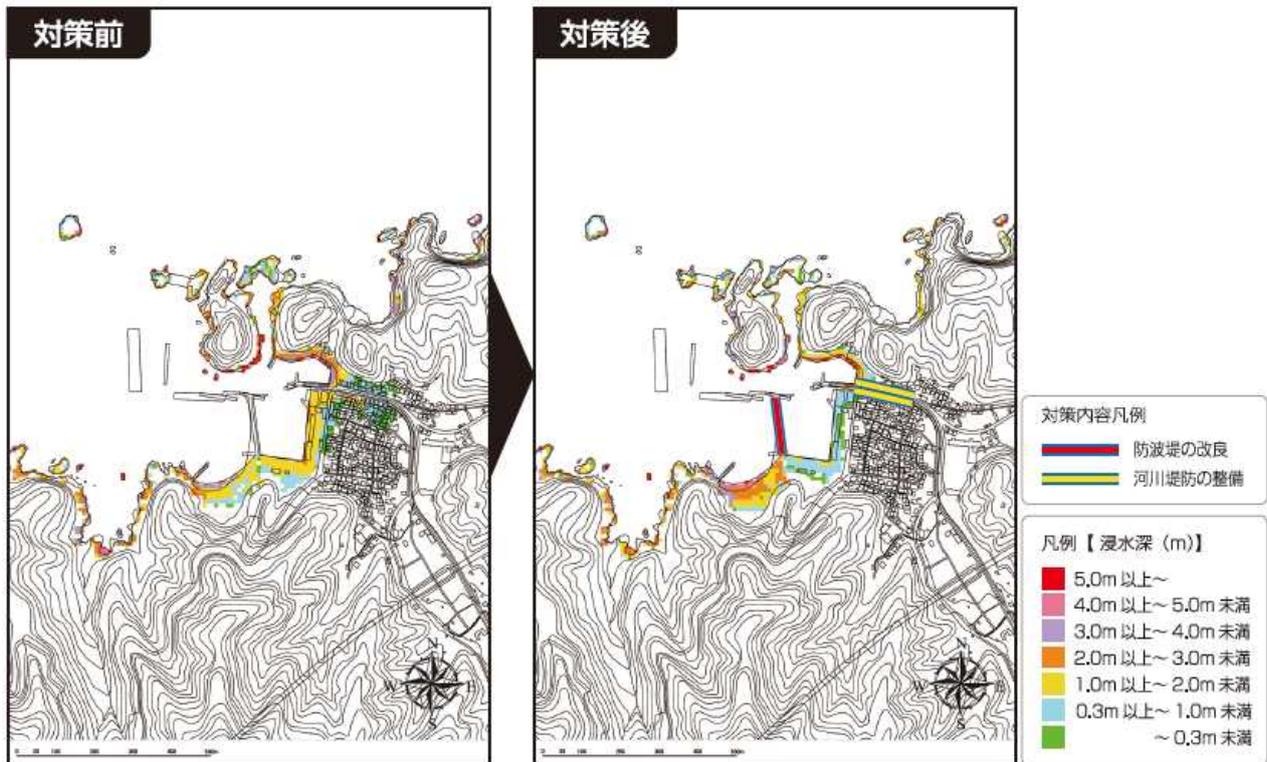
◆対策概要



2 対策の効果

レベル2津波 30cm以上浸水する人家を**解消** 前約40戸 ▶ 後**0戸**

◆対策前後の浸水想定区域図（レベル2津波）



＜参考3＞「兵庫県高潮対策10箇年計画(令和2年6月策定)」の概要

1 策定趣旨

平成30年台風第21号では、神戸、尼崎、西宮で既往最高潮位を記録するとともに、想定を超える高波の影響により浸水被害が発生した。

このため県では、台風第21号での浸水地区については、再度災害防止の緊急対策を令和3年度までの予定で実施している。今後は、浸水が発生していない地区においても、近年の台風等を踏まえた対策を計画的に進める必要があることから、「兵庫県高潮対策10箇年計画」を策定した。

2 計画の概要

(1) 目的

激甚化する高潮被害から県民の生命・財産を守るため、近年の台風等を考慮して防潮堤等の必要高さを見直したうえで、10年間で取り組むべき緊急かつ重要な箇所を選定し、計画的・重点的に高潮対策を推進する。

(2) 対策箇所

県が管理する海岸防潮堤及び河川堤防（高潮影響区間）の合計406kmを対象に、既存防潮堤等の高さを再測量し、高潮による必要天端高（設計高潮位＋台風第21号の観測データも考慮した高波）が不足する110kmにおいて、次の①～③に該当する箇所を整備対象とする。

- ① 平成30年台風第21号の浸水箇所（緊急対策箇所）
- ② 高潮・津波対策事業を実施中の箇所
- ③ 天端高が大きく不足（概ね50cm以上）する一連区間のうち、背後地に住家や工場・企業が集積している箇所

（ただし、以下の箇所は除く（今後、高潮対策が実施可能となった段階で計画に追加する）

- i) 河川整備計画等に基づく高潮区間の洪水対策が未完了の箇所（高潮対策を先行すると手戻りが生じるため）
- ii) 鉄道橋等の改築計画の策定に時間を要する箇所

(3) 計画概要

計画期間：令和元年度～10年度（10年間）

対策延長：51.3km（別紙一覧表参照）

対策内容：防潮堤・河川堤防の嵩上げ、水門・排水機場の整備

事業費：約450億円

（この他、淡路島の西浦など海岸沿いに住家が点在する箇所で、海岸侵食対策等で局所的な越波対策を別途実施（対策延長：約2.8km、事業費：約20億円）

(4) 対策箇所の地域別内訳

項目別延長		大阪湾	播磨	淡路	但馬	計
海岸	10箇年対策	29.0	6.4	3.4	1.7	40.5
	内緊急対策箇所	17.3	—	—	—	17.3
河川	10箇年対策	5.8	1.6	1.5	1.9	10.8
	内緊急対策箇所	1.9	—	—	—	1.9
合計	10箇年対策	34.8	8.0	4.9	3.6	51.3
	内緊急対策箇所	19.2	—	—	—	19.2

(5) その他

他の施設管理者（国、市町、民間）に対して、波の見直し等に関する情報を提供するとともに、必要に応じて施設の嵩上げ等を行うよう働きかける。

対策箇所一覧表

沿岸名	番号 ※1	海岸・河川名	地区名	市町名	延長 ※2,※3	不足高 ※2,※4	事業着手時期			
							緊急対策	前期 令和1~5年	後期 令和6~10年	
大阪湾	1	尼崎西宮芦屋港 (緊急対策)	丸島	尼崎市	3.4km	1.8m	○			
	2		鳴尾浜	西宮市	2.8km	1.4m	○			
	3		鳴尾	西宮市	0.9km	0.8m	○			
	4		甲子園浜	西宮市	2.6km	1.5m	○			
	5		西宮浜	西宮市	0.2km	0.9m	○			
	6		南芦屋浜	芦屋市	7.4km	2.2m	○			
	①	高橋川(緊急対策)		神戸市	0.8km	1.4m	○			
	②	宮川(緊急対策)		芦屋市	1.1km	0.8m	○			
	小計(緊急対策)					19.2km				
	7	尼崎西宮芦屋港	東海岸町	尼崎市	2.3km	1.5m			○	
	8		扇町	尼崎市	0.2km	1.4m			○	
	9		丸島北	尼崎市	0.9km	1.5m			○	
	10		枝川町	西宮市	1.6km	1.1m			○	
	11		鳴尾浜西	西宮市	1.6km	0.5m			○	
	12		西宮浜西	西宮市	1.6km	0.9m			○	
	13		芦屋浜	芦屋市	2.5km	0.6m			○	
	③	宮川(下流)		芦屋市	1.0km	0.3m			○	
	④	新川水門 ※5		西宮市	1.0km※6	1.5m			○※8	
	⑤	新川・東川統合排水機場		西宮市	2.6km※6	1.8m			○※8	
	⑥	高羽川		神戸市	0.3km	0.8m			○	
小計					15.6km					
合計					34.8km					
播磨	14	明石港	明石中崎	明石市	0.5km	0.8m			○	
	15	東播・東播磨港	魚住・二見	明石市	1.1km	1.5m			○	
	16	東播磨港	曾根	高砂市	0.7km	1.0m			○	
	17	姫路港	大津吉美	姫路市	0.4km	1.7m			○	
	18		浜田	姫路市	1.6km	0.8m			○	
	19	坂越港	坂越	赤穂市	1.1km	1.5m			○	
	20	赤穂港	御崎	赤穂市	1.0km	1.4m			○	
	⑦	法華山谷川		高砂市	1.1km	0.6m			○	
	⑧	千種川		赤穂市	0.5km	—※7			○※8	
	合計					8.0km				
淡路	21	仮屋漁港	久留麻	淡路市	0.6km	0.8m			○	
	22	津名港	津名北浜	淡路市	0.7km					
	23	洲本港	洲本大浜	洲本市	0.8km					
	24	福良港 ※5	福良	南あわじ市	0.6km					
	25	都志港	都志	洲本市	0.1km	2.0m			○	
	26	北淡(富島)	富島	淡路市	0.6km	2.0m			○	
	⑨	室津川		淡路市	0.3km	1.0m			○	
	⑩	洲本川		洲本市	0.9km	1.9m			○	
	⑪	都志川		洲本市	0.3km	0.9m			○	
	合計					4.9km				
	但馬	27	竹野 ※5	竹野	豊岡市	0.9km	0.3m			○
28		香住 ※5	無南垣	香美町	0.1km	1.9m			○	
29		柴山港 ※5	沖浦	香美町	0.5km	0.3m			○	
30		香住漁港 ※5	下浜	香美町	0.2km	0.7m			○	
⑫		気比川・気比川北流 ※5		豊岡市	1.1km	0.4m			○	
⑬		香住谷川 ※5		香美町	0.4km	0.2m			○	
⑭		長谷川 ※5		香美町	0.4km	0.7m			○	
合計					3.6km					
総計					51.3km					

※ R3 詳細検討の結果、対策不要

※1 ○数字は河川 / ※2 今回の検討は概略検討であり、施設整備に向けて実施する詳細検討により、延長や不足高に変更の可能性がある / ※3 河川の延長は兩岸の延べ延長 / ※4 不足高は区間中の最大値 / ※5 津波対策により実施 / ※6 水門・排水機場の整備により嵩上げと同等の効果が発現する防潮堤、河川堤防の延長 / ※7 不足高はないが、堤防の改築を実施 / ※8 事業着手済み(計画策定前のH30年度迄に着手)

対策箇所の位置図



30 香住漁港海岸(下浜地区)

⑬ 香住谷川



21 仮屋漁港海岸(久留麻地区)

